

相撲場

1. 利用時間と利用区分

- ① 利用時間は、午前9時から午後6時までとします。
- ② 利用区分は、1回（2時間以内）までごととします。
- ③ 利用時間には、大会開催時間、入退場、準備、清掃及び片付け等に要する時間を含みます。
- ④ 利用時間が超過する場合は、事前に競技場職員まで申し出てください。

2. 利用料

別紙料金表参照

3. 使用許可の制限

次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしません。

- ① 公安または風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- ② 施設または附属設備などを損壊するおそれがあると認められるとき。
- ③ 許可を受けた内容以外に使用すると認められるとき。
- ④ 大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる事例に該当する場合
- ⑤ 管理上支障があると認められるとき。
- ⑥ その他不適当と認められるとき。

4. 入場の制限

- ① 管理上必要があると認められるときには、入場のお断りまたは退場をしていただきます。
- ② 次の各号のいずれかに該当する者、場合には入場のお断りまたは退場をしていただきます。
 - (ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第22条第1項に定める小学校就学の始期に達しない者（以下「就学前児童」という。）で成人者が同伴しないもの。
 - (イ) 他人に危害を加えたり、迷惑行為をする、またはする恐れがある者。
 - (ウ) 施設または附属設備を損壊する恐れがある者。
 - (エ) 施設利用することが、その者にとって危険であると認められる場合。
 - (オ) 管理上必要な指示に従わない者。
 - (カ) 不適当と思われる物を所持している場合。
 - (キ) ペットをお連れの場合（介助犬は除く）
 - (ク) その他管理上支障があると認められる者。

5. 使用許可の取り消しについて

使用者が各号のいずれかに該当するときは、許可申請の取消、またその使用を制限し、もしくは停止することがあります。

- ① 大阪市公園条例、大阪市公園条例規則、及びこの利用について違反または競技場職員の指示に従わないとき。
- ② 3.の事由が発生した時

6. 転貸しの禁止

利用者は、その権利を譲渡すること、または他人に利用させることはできない。

7. 相撲場での注意事項

- ① 天候などにより土俵コンディション不良の場合は、利用を中止していただくことがあります。
- ② 土俵では、素足または足袋等を着用してください。

相撲場

8. 利用者責任

利用中に生じた事故については、すべて利用者側で責任を持って解決してください。
なお、盗難、紛失、忘れ物等には、特に注意してください。

9. 原状回復

- ① 使用後は、清掃し、競技用具等を倉庫に片付けて必ず場内を原状に回復してください。
- ② 競技場の使用により生じたごみは分別し、所定の場所にまとめてください。
- ③ 原状回復後、直ちに競技場職員に連絡し、検査を受けてください。

10. 使用の打ち合わせ

- ① 大会の原案を作成次第、競技場職員との打ち合わせを責任者（学校の場合、担当の先生）が出席の上、行って下さい。
- ② 会場設営、用器具の準備等の細部についての打ち合わせは、利用日の2週間前にまでに、必ずアポイントを取り完了してください。

11. その他

- ① 使用を許可した場所以外への出入りは、禁止します。
- ② 相撲場内では、火気の取り扱いに注意をし、所定の場所以外の使用もすべて禁止とします。
- ③ 相撲場内では、所定の場所以外は禁煙とします。
- ④ テント類の設営、立て札、ポスター、張り紙等を行う場合は、事前に競技場職員へご相談ください。
場合によっては大阪市に許可申請（有料）が必要になります。
売店などの設置、物品などの販売についても同様に申請が必要になります
（提出期限40日前）
- ⑤ 原則として、養生テープのみ使用可。
- ⑥ 荷物搬入等で公園内に車両が入る場合には必ず徐行運転、及びハザード点灯をし搬入後速やかに公園外へ退出してください。
- ⑦ 緊急車両が必要な場合は、緊急車両を要請後、必ず競技場職員まで連絡してください。
また、救急車要請した場合、報告書を提出していただく必要がございます。
- ⑧ 音響設備は近隣の方への配慮をいただき最低限の音量に設定してください。
（クレームがあった場合は、更に音量を下げていただく可能性がございます。）
- ⑨ 前日準備等をする場合テントの足は折った上で、幕なども取っていただきます。
※附属設備を使用する場合は、附属設備使用料が発生します。
- ⑩ 公園内設置で日をまたぐ場合、占用許可申請、夜間警備の配置が必要となります。
※夜間警備がない場合は占用許可申請を行っていても夜に一時撤収していただきます。
- ⑪ 公園内の樹木及び、建造物に対して、のぼり設置や貼り紙は禁止。
- ⑫ 打ち合わせ時に伺っていない催しまたは附属設備の利用に関しましては、対応・実施はできません。